

## 神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙における 自宅療養者の特例郵便等投票について

自宅で療養されている方が対象となる、郵便等を用いて投票する制度「特例郵便等投票」が4月9日投票日の神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙で利用できます。

利用を希望される方は、以下の方法で投票できます。

※なお、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、マスクの着用など、自主的な感染予防対策を徹底いただくことを前提に、投票所において投票することは、必要最低限の外出として差し支えないとされています。

### 1. 投票できる期間

令和5年4月1日（土）～4月8日（土）

**※一連の手続きに5日程度かかることが予想されますので、この投票方法を希望される場合は、「ステップ1」の区への事前連絡を速やかに行ってください。**

### 2. 投票する場所

ご自宅などの現存する場所

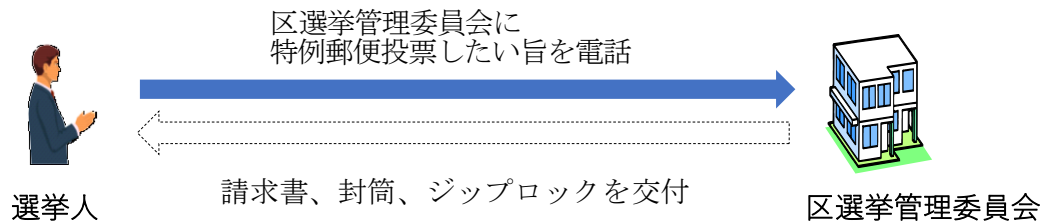
### 3. 投票手続き

#### 「ステップ1」（投票用紙請求の事前連絡）

お住まいの区選挙管理委員会あてに、「特例郵便等投票」を利用したい旨を電話連絡してください。自宅あてに、「投票用紙の請求書等」が送付されます。

※県選管ホームページに様式を掲載していますので、こちらから入手することもできます。

⇒ [https://web.pref.hyogo.lg.jp/si01/senkyo\\_tokurei\\_yuubinn.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/si01/senkyo_tokurei_yuubinn.html)

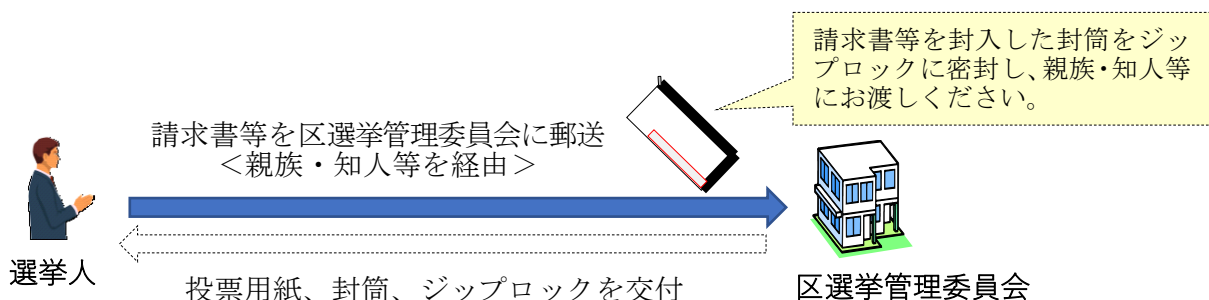


#### 「ステップ2」（投票用紙等の請求）

手指消毒、マスク・手袋着用

区選挙管理委員会から送付された「投票用紙の請求書等」を確認し、

- ① 請求書に必要な事項を記載する。
- ② 保健所から交付された外出自粛等要請通知書（又は就業制限通知書）を添付する。  
※通知書がお手元がない場合は、その理由（保健所から交付されていない等）を請求書に付記してください。
- ③ これらを封筒に封入し、さらにジップロックに封入して、親族・知人等に渡す。  
（親族・知人等がポストに投函する。※期限：4月5日（水）17時必着）

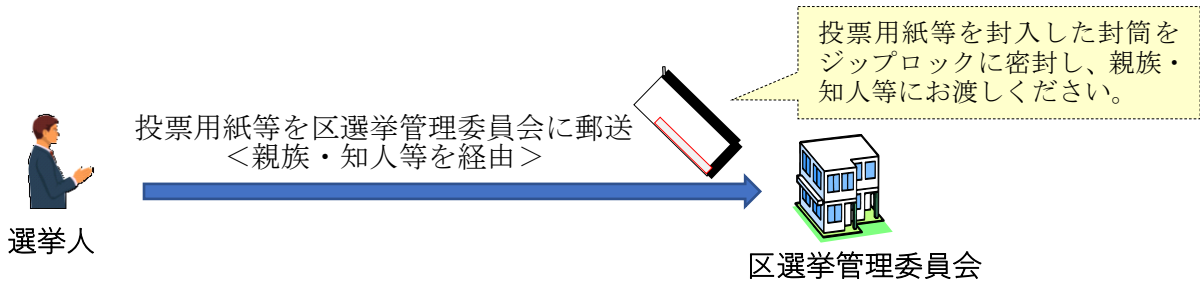


「ステップ3」(投票用紙への記入・郵送)

手指消毒、マスク・手袋着用

区選挙管理委員会から送付された「投票用紙等」を確認し、

- ① 投票用紙に候補者名を黒色のボールペン等で記入する。
- ② 投票用紙を内封筒に入れて封をする。
- ③ 内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所(例:自宅)を記入し、氏名欄に署名する。
- ④ 外封筒を送致用封筒に入れて封をする。
- ⑤ 送致用封筒をジップロックに入れて、親族・知人等に渡す。  
(親族・知人等がポストに投函する。)



#### 4. 投票に当たっての注意事項

- (1) 感染拡大防止のため、「ステップ2・3」では、手指消毒の上、マスク・手袋を着用してください。
- (2) 「特例郵便等投票」に関する経費は、療養者に負担いただくことはありません。

#### 【問い合わせ先】

ご不明なことは、お住まいの区選挙管理委員会にお問い合わせください。

東灘区	(078)841-4131	長田区	(078)579-2311
灘区	(078)843-7001	須磨区	(078)731-0080
中央区	(078)335-7511	垂水区	(078)708-5151
兵庫区	(078)511-2110	西区	(078)940-9501
北区	(078)593-1111		